

三上議員

説明資料

京都府内小中学校 空調（冷房）設備 設置状況

市町・組合名	体育館及び武道場数（棟数）	うち避難所指定	空調設備設置数（棟数）	うち避難所指定	空調設備設置率-	うち避難所指定
京都府	7	6	(6)	(5)	(85.7%)	(83.3%)
京都市	248	248	7	7	2.8%	2.8%
福知山市	25	20	0	0	0.0%	0.0%
舞鶴市	31	31	2	2	6.5%	6.5%
綾部市	17	17	(4)	(4)	(23.5%)	(23.5%)
宇治市	39	39	9	9	23.1%	23.1%
宮津市	7	7	(7)	(7)	(100.0%)	(100.0%)
亀岡市	22	22	0	0	0.0%	0.0%
城陽市	20	20	0	0	0.0%	0.0%
向日市	10	10	9	9	90.0%	90.0%
長岡京市	18	18	13	13	72.2%	72.2%
八幡市	16	14	16	14	100.0%	100.0%
京田辺市	13	13	13	13	100.0%	100.0%
京丹後市	30	25	(20)	(20)	(66.7%)	(80.0%)
南丹市	15	15	0	0	0.0%	0.0%
木津川市	22	22	9	9	40.9%	40.9%
大山崎町	4	4	1	1	25.0%	25.0%
久御山町	4	4	(1)	(1)	(25.0%)	(25.0%)
井手町	4	4	2	2	50.0%	50.0%
宇治田原町	3	1	1	1	33.3%	33.3%
精華町	9	9	(8)	(8)	(88.9%)	(88.9%)
京丹波町	11	11	1+(8)	1+(8)	(81.8%)	(81.8%)
伊根町	3	3	1	1	33.3%	33.3%
与謝野町	9	9	0	0	0.0%	0.0%
与謝野町宮津中学校組合	1	1	0	0	0.0%	0.0%
相楽東部広域連合	6	3	0	0	0.0%	0.0%
合計	594	576	84+(54)	82+(53)	14.1% (23.2%)	14.2% (23.4%)

※日本共産党京都府議会議員団調査をもとに三上が作成

高齢者の消費者被害（独立行政法人国民生活センターのまとめを参考に三上きよしが作成）

高齢者の消費者被害に関する相談が全国の消費生活センター等に多く寄せられています！！

☆消費生活センターに寄せられる相談より

電話勧誘販売・・・販売業者が消費者宅や職場に電話し、商品やサービスを販売する方法。消費者が要請していないにもかかわらず、販売業者が電話により消費者を勧誘するケースがほとんどです。（最近では電話回線を光にするとお得です！など）

家庭訪問・・・販売業者が消費者宅を訪問し、商品やサービスを販売する方法。消費者が要請していないにもかかわらず、販売業者が家庭を訪問し、消費者を勧誘するケースがほとんどです。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘、虚偽説明。（最近では給湯器の点検商法など）

インターネット通販・・・オンラインショッピングなど、インターネット等のネットワークを利用して行われる取引。ここでは出会い系サイトなどの有料サイトなどのサービスも含めてインターネット通販としています。

かたり商法（身分詐称）・・・販売業者が有名企業や、市役所、国民生活センター、消費生活センターなどの公的機関、適格消費者団体の職員、またはその関係者であるかのように思わせて商品やサービスを契約させる商法です。

ワンクリック請求・・・パソコンや携帯電話でアダルトサイトなどにアクセスしたところ、いきなり「登録ありがとうございます」などと表示され、高額な料金を請求するという手口。スマートフォンなどを利用し無料だと思い閲覧していて料金を請求されます。

無料商法・・・「無料サービス」「無料招待」「無料体験」「無料で閲覧」（最近では「無料点検」）など、「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを購入させる商法。

還付金詐欺・・・市役所等の自治体、税務署や社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金等を還付する手続きであるかのように装い、お金をだまし取ろうとする詐欺。ATMを操作させ、自己の口座から相手方の口座へ現金を振り込ませるなどの手口がみられます。

訪問購入・・・消費者の自宅など、営業所等以外の場所において、購入業者が売買契約の申込みを受け、または売買契約を締結して物品等を購入する手口。突然自宅を訪れた知らない業者に、十分な説明もなく貴金属を安値で買い取られたなどという相談がみられます。

その他 リースバック・・・住みながら今の家を売ることができる売却方法のことで、一旦リースバック会社に対して家を売り、家賃を支払うことで住み続けることができます。これ自体は法的に問題ありませんが、悪徳業者との契約で、立ち退きなどのトラブルが多発！



地域の方数名がかりでないと持ち上げられない重さだったそうです。
このあたりの雑木林の樹木はかなり背が高くなって老木化しています。倒れたら市道や住居に直撃する恐れがあります。



この辺りから折れて落下



7月28日の雷雨で折れて落ちた徒長枝。自治会で回収されました。



「剪定」をせざるを得ないが…**剪定の功罪**

台湾フウは、専門書をみると「剪定はできるだけしないほうがいい」とあります。剪定すると…

▼色付きが悪くなります。

剪定する時期にもよります（カエデ系では基本的に春から夏にかけて剪定すると秋に色付かないようです）が、数年は色付かない、色付き始めてもあまりきれいでなくなることがあります。実際そうなっています。

▼徒長枝（とちょうし＝上方に向かって長く太く伸びる枝。鬼枝、忌み枝ともいう）が異常に伸びます。

台湾フウでは写真のような白っぽい枝が短期間で急激に伸びます。太くて柔らかく、強い風で折れて落ちます。過去に何回も台風などの強風でいっぱい落ちて被害が続出しました。



通学路の交差点の安全確保は？

詳徳小学校・中学校の通学路となっている
府道王子並河線と市道西川線の交差点



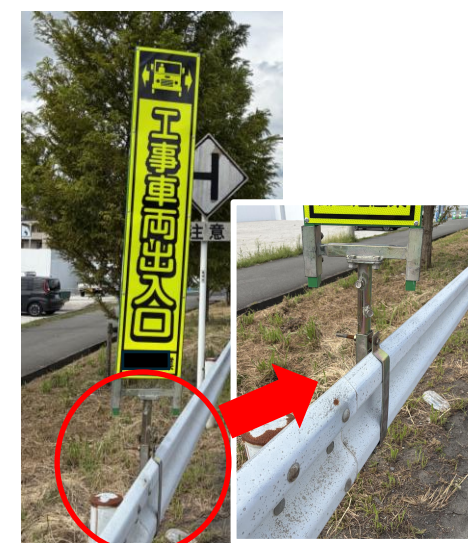
登校見守りの防犯推進委員さんは、毎日立っているが危険を感じる人が多いそうです。馬堀駅方面をめざす車がスピードを落とさず突っ込んでくることが多いのです。



交差点の先にある市道北古世西川線との三叉路。ここも危険だから注意喚起の標識があるが…同じような注意喚起の標識ができないものか？



「交差点注意」の路面表示はあるが…近づかないと識別しにくいです。



上のようなことができるなら右写真の何箇所かに設置しては？





ヒヤリハットの多い交差点です。うん？「生活道路です」って書いてあるから30キロ制限になるんかあ？
 亀岡警察署に問い合わせるとそうではないそうです💦
 この道（市道中矢田篠線）40キロ制限です



近隣には歩行者向けの標識はあるが、横断歩道があるよ！という車向けの標識があれば！

**市道中矢田篠線にある
 スーパーマツモト
 亀岡東店近くの交差点
 は大変危険です！**



運転手でもこの「ひし形」の意味を知らない人が多いかも？「この先に横断歩道があります」ってことですね。でも、この時点で横断歩道は全く目視できません。

もう少し注意喚起するものを増やさないといけませんね。

道路の横断者を認識できるのは直前です。ハッと気づけるしかけが必要では？